

6 府中第一小学校いじめ防止基本方針

府中市立府中第一小学校
校長 宮内 和夫

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭、学級担任等でいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 生活指導連絡会での情報交換及び共通理解

週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アンケート等の調査結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる授業、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、善悪の判断を養う。

(3) 相談体制の整備

- スクールカウンセラー、いじめ防止対策委員会、特別支援コーディネーターと連携を図り、全校児童アンケートの考察と対応策を考え、全教職員で共通理解を図る。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動で、異学年の交流を通し、協力したり協調したりする良さを体験学習させ、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等でのいじめに対する対策

- アンケートの内容にインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にネットモラル教育を実施し課題が発生した場合は迅速に解決する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小中連携を強化し、さらに近隣小学校、保育園や幼稚園との情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、個人面談等を生かし、円滑な連携を図る。

保護者からの相談には、組織的に迅速かつ誠実に対応する。また、必要に応じて、市教委、児童相談所、児童青少年課、福祉課、スクールソーシャルワーカー、保健所、民生委員、警察、近隣中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 1学期に一度、いじめ防止のためのアンケートの実施

1学期に一度、アンケート調査を実施する。回収した内容に応じて、管理職等担任以外の教員が児童と直接面接をして状況を把握し課題の解決を図る。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無や状況の確認をする。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き対応を協議し早期解決を図る。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童を守り、その保護者に状況と対策について説明し実行する。また、いじめを行った児童への教育的指導と、その保護者へ状況及び対策について説明し、信頼関係を築きながら継続的に児童を見守り指導する。
- 必要に応じ、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、保護者と連携を図りながら、別室で学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係や必要な情報を適切に提供し、共に課題の早期解決を図る。

平成26年4月策定

7 府中市立府中第一小学校いじめ対策委員会設置要項

令和 6 年 4 月 1 日
府中市立府中第一小学校
校長 宮内 和夫

1 本委員会の設置の目的

- ・ 「府中市立府中第一小学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題に対して教員の個々の指導に留まらず、学校全体による組織的な対応をすることにより、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を徹底し、問題の解決にあたる。

2 本委員会の基本方針

- ・ 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにし、各々の教職員の役割と責任を明確にする。
- ・ 被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子供を組織的に守り通す。
- ・ いじめを見て見ぬふりせず、教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供の発信を促すための取組を支援し、子供が勇気をもって声を上げられる学校づくりをめざす。
- ・ 保護者や地域、関係機関と連携し、多様化・複雑化したいじめ問題に迅速かつ的確に対応できるようにする。

3 本委員会の構成

本委員会は、つぎの人員によって構成する。

- ・ 校長・副校長
- ・ 主幹・生活指導主任
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 養護教諭
- ・ 在籍学級担任
- ・ その他必要な教職員等

4 いじめ問題解決のための具体的な取り組みと役割分担

(1) 早期発見をするための取り組み

- ① スクールカウンセラーによる全員面接や相談メール等で状況を把握する。
…スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター
- ② 生活意識調査やいじめ防止のためのアンケートの実施によりいじめに係る情報の収集を行う。
…生活指導主任、学級担任
- ③ 児童についての情報や生活意識調査等により把握した情報を共有する。
…生活指導主任、委員全員
- ④ 学校便りや保護者会等を通じて学校の取組の発信と情報の収集・共有する。
…学年主任

(2) いじめ発見時の早期対応

- ① 速やかに管理職及び生活指導主任に報告し、委員会で対応策を検討、実施する。
- ② 学年を中心に全教職員で情報を共有し、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等を行う。
…学年主任、全教職員
- ③ 被害の子供やその保護者へケアを行う。
…担任、学年主任、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター
- ④ 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有を行う。
…生活指導主任
- ⑤ いじめ対策保護者会の開催、保護者との情報共有等を行う。
…校長、副校長、担任
- ⑥ 地域人材を活用した登下校時の見守り等の依頼
…生活指導主任

(3) 重大事態への対処

- ① 速やかに市教育委員会へ報告し、連携の体制をつくる。
…副校長
- ② 被害の子供に対して複数の教員により、マンツーマンで保護する。
…学年主任、専科教員、クラブ・委員会担当教員等
- ③ 被害の子供への緊急避難措置を検討し、実施する。
…本委員会、学年主任、学級担任
- ④ 加害の子供への懲戒や出席停止の検討をする。
…校長
- ⑤ 警察への相談・通報や児童相談所等との連携を行う。
…副校長、生活指導主任
- ⑥ いじめ対策緊急保護者会の開催
…校長、副校長、学年主任、学級担任
- ⑦ 法第28条に基づく調査を実施するため市教育委員会が設置する組織との連携・協力
…校長

(4) 未然防止への取り組み

- ① 府中第一学校いじめ防止基本方針を策定する。
…校長、副校長、生活指導主任
- ② いじめに関する校内研修を計画、実施する。
(いじめの発見チェックシートの集約・分析を含む。)
…生活指導主任
- ③ 「いじめに関する授業」の実施、児童会等による取組を行う。
…学年主任、児童会担当者
- ④ 学校サポートチームとの定期的に連絡する。
…特別支援コーディネーター
- ⑤ 学校評価による検証と基本方針の見直し
…生活指導主任